

I 社会連携センターにおける法務支援活動

平成 29 年 3 月まで本学に設置されていた大学院法務研究科(法科大学院・ロースクール)の研究者教員ならびに実務家教員、すなわち、法律専門職大学院において法曹養成のための教育に長年専念してきたスタッフならびに卒業生弁護士が、令和 3 年 3 月 31 日まで「法務支援センター」において行ってきた法務支援活動を部局の再編により、令和 4 年 4 月 1 日より、社会連携センターにおいて法務支援担当教員として行う活動である。

具体的には、法律専門職大学院での教育経験を生かし、地域・社会、連携先大学、自治体に向け、以下のような法務支援活動を行う。

各種、法務支援活動

- 法曹実務者のための法律実務のリカレント教育
- 地域住民を対象とした公開講座・出前講座、模擬裁判等の法教育の実施
- 包括協定先大学、組織、自治体を対象とした講演、セミナーの開催
- 学生、市民ならびに連携先に対する無料法律相談

等